

＜県民ギャラリー利用希望申込のご案内＞

利用期間：平成30年度後期（平成30年10月1日～平成31年3月31日）

利用できない期間（広島県ジュニア美術展・年末年始休館日の関係上）

第1～5室：平成30年12月10日（午後）～平成31年1月7日（午前）

※毎回たくさんのお申込みをいただいております。希望どおりの日程や展示室が利用できない場合、お申込みをいただいても利用できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成30年 3月1日～20日 （グループ1～3） 3月1日～31日 （グループ4）	利用希望申込書の提出期間 グループ4のみ3月1日～3月31日まで（郵送の場合3月31日必着） ※グループ1～3は3月20日まで（郵送の場合3月20日必着） 申込書をもとに美術館で利用許可の優先順位を検討し、グループ分けをします。グループ分けの基準は、2ページの「3 利用許可の優先順位」に記載しています。
4月上旬	利用調整会議の開催通知が届きます ☆会議日程、出席日については、開催通知でご確認ください。 ☆グループ1～3の方へ：第1希望を入力した日程表を同封します。利用調整会議当日に希望の調整を行い日程を決定します。会議までに団体内部で再度開催可能な日程・展示室を検討し、会議で調整ができるよう準備しておいてください。
4月5日（木） 13時開始	利用調整会議 1日目 出席者：グループ 1～3 日程・展示室の調整を行います。 日程調整がつく際は会議を開催せず、書類一式を発送する場合があります。
4月12日（木） 13時開始 ※日時は予定です 詳細は会議開催通知 でお知らせします ※会議には、日程・ 展示室についての 決定権をお持ちの 方ご出席ください	利用調整会議 2日目 出席者：グループ 4 1日目の会議で調整済みの日程（グループ1～3）以外の日程・展示室をくじ順に選びます。 利用希望申込書の受付順にくじを引きます。くじの番行順に希望の日程・展示室を選んでいただき、全ての日程がうまった時点で会議が終了します。 ※会議開始時刻に間に合わなかった方は、希望日程・展示室を選ぶ順番が一番最後になりますので、グループ4の申込率が100%を超える場合は利用できる見込みがほとんどなくなります。会議開始時刻に遅れることのないようお気をつけください。 ～会議終了後（1日目、2日目とも）～ ※利用が内定した方に、今後ご提出いただく書類をお渡しします。
4月15日～ 5月15日	「展示施設等利用申込書」提出期間 （この正式な申込書の提出で利用が決定します。） ※5月15日を過ぎてご提出が無かった場合は、会議で内定した日程・展示室が取消となります（郵送の場合も5月15日必着）
5月中旬	日程表が届きます
利用期間開始前の 2ヶ月前まで	美術館エントランスの懸垂幕を利用する場合、美術館にご連絡ください ご利用いただける団体は1団体のみです。希望が重なった場合にはどのように使うか調整が必要となります。
利用期間開始日 の約1ヶ月前	利用許可書、会場責任者証、使用料お支払いのご案内が届きます （使用料は、利用期間開始日の2週間前まで現金を当館までお持ちいただくか、銀行でお支払いください） 貸出備品などの書類を提出
利用期間	月曜日午後13～17時： 搬入 火曜～日曜日： 展覧会 月曜日午前9～12時： 搬出
利用期間終了日	終了報告書をご提出ください

